

大谷大学における公正な研究活動の推進に関する基本方針

2017年2月28日決定

大谷大学及び大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）は、仏教精神によってたつ教育研究機関であり、人格陶冶の3モットーである「本務遂行、相互敬愛、人格純真」に基づき、社会の信頼に支えられた高い倫理性をもって教育研究を推進し、その成果を社会に還元することに本旨がある。したがって、本学における公正な研究活動の推進について、「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正） 文部科学大臣決定）に基づき、次の基本方針を定める。

1. 本学は、研究倫理を尊重し、公正な研究活動を遂行する研究支援環境（研究倫理教育を含む）を整えなければならない。
2. 研究者は、科学は研究者の公正な研究活動によって成り立つことに留意し、捏造、改ざん、盗用等の研究活動における不正行為をおこなってはならない。
3. 研究者は、研究活動において、学生や共同で研究をおこなう研究者にたいして、正当な理由なく不利益を与えないよう注意しなければならない。
4. 本学構成員は、本学の研究活動における経費が、学生納付金、または公的な資金や、その他の外部資金によって支えられていることに留意し、経費の申請、使用、報告にあたり、経費の目的を尊重し、関係する法令、通知及び本学の諸規則等を遵守しなければならない。
5. 本学及び本学構成員は、上記ガイドラインに反する行為がおこなわれようとしている、あるいは、おこなわれたことを知った場合には、それを放置してはならない。

付 則

- 1 この基本方針は、2017年2月28日に最高管理責任者が決定し、2017年4月1日から施行する。
- 2 「大谷大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針（2015年3月10日 最高管理責任者決定）」は、廃止する。